

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、那賀郡那賀川町島上一郎ほか4名の請求に係る監査の結果を、平成17年7月11日決定したので、次のとおり公表する。

平成17年7月22日

徳島県監査委員 今津吉司
同 吉田英勝
同 西沢貴朗
同 重清佳之

第1 請求の受付

平成17年5月13日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成17年6月30日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

商工労働部労働政策課及び雇用能力開発課を監査対象とした。

3 関係人の調査

平成17年7月6日、本件監査請求の対象となっている緊急地域雇用創出特別基金事業の実施事業者である財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク及び社団法人徳島県労働者福祉協議会に対し、法第199条第8項の規定による関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

(1) 財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下ネットワーク）と社団法人徳島県労働者福祉協議会（以下労福協）に対して、徳島県は緊急地域雇用創出特別基金事業（以下基金事業）を平成13年度から平成16年度まで委託していたが、添付資料の内部告発書①②③と事業種類別基金事業の新規雇用・就業等実績報告書（以下実績報告書）を比較してみると、ネットワークでは告発書②に書かれているように平成14年度の職場ボランティア実践促進事業において新規失業雇用者9人と既存職員1人で合計10人を雇用となっているが当該基金事業に従事していたのは5人である。その後、平成15年度の働く人に優しい職場推進企業紹介事業においては、新規失業雇用者5人と既存職員1人で合計6人を雇用したと実績報告書はなっているが徳島県商工労働部労働政策課長（以下労働政策課長）が、労第301号の基金事業における新規雇用者の業務内容照会文書をネットワーク宛てに平成17年2月18日付で送付し、その

回答がネットワーク発第13号文書として平成17年3月4日付で労働政策課長に届いた後に添付資料の④の通りとなっている。基金事業従事者人数は2人ということとなり数字上は告発書②と合致する。又、平成16年度の徳島県中小企業雇用状況実態調査事業は、新規失業雇用者4人と既存職員1人で合計5人を雇用と実績報告書に書かれているが実際は基金事業従事者4人であった。その上、平成15年度と同じく新規失業雇用者がネットワーク本体事業に従事していたことが明らかになり添付資料④の結果となっている。

平成15年度基金事業と平成16年度基金事業の基金事業事業費の入件費返納対象となった新規失業雇用者をネットワーク本体事業に従事させていて、その従事割合を明確にできないため当該雇用者入件費分を全額返納した。その実情理由としてネットワークは、錯誤としている。

次に、告発書①と③（両文書間は整合性あり）により、ネットワークと労福協の当該基金事業年度別受託事業一覧表である添付資料④と⑤のすべての事業に、当該基金事業費の8割を占める入件費の一部が流用されていたことが明白となる。ネットワークでは本体事業の一つである徳島市勤労者福祉サービスセンター事業部（以下サービスセンター）に当該基金事業失業雇用者の一部を従事（会員加入募集業務）させる常態であった。

労福協は、当該基金事業失業雇用者の一部を他法人であるネットワークに派遣し、ネットワークのサービスセンター事業に従事させる常態を続けてきた。

さらに、告発書①②③の中に共通して平成15年の夏頃に勤務実態のない人に入件費（当該基金事業事業費からと理解する。）が支払いされていることをネットワーク事務員のAさんより聞いていて、氏名はBと言う。

又、告発書①②の氏名に注目してみると、②においてはCが平成14年4月より平成16年10月まで当該基金事業失業雇用者として継続雇用されている。①では労福協のD・Eが平成14年1月から6月までと平成14年8月から平成17年3月まで、労福協のFが平成14年5月から平成17年3月まで、それぞれ当該基金事業失業雇用者として継続雇用されている。

又、労福協の当該基金事業失業雇用者として雇用された後、ネットワークの当該基金事業失業雇用者として再雇用された者はG・H（两者とも平成14年1月から3月まで労福協で同年4月から7月までネットワーク）・I（平成15年2月から8月まで労福協で同年9月から12月までネットワーク）である。上記以外にも、期間6ヶ月以上の失業雇用者及び期間6ヶ月以上にわたって2種類以上の当該基金事業に重ねて就いていた者がいる可能性もある。

以上が、告発書・実績報告書その他公文書資料による実情の経緯である。

よって、この当該基金事業が緊急地域雇用創出特別交付金交付要綱（以下交付要綱）の通則第1条の規定範囲で実施されることから、以下の通りの法規制に触れることになる。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下適正化法施行令）第17条第6項と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下適正化法）第26条第2項及び第3項により適正化法第17条1項及び第3項に該当する上記補助金流用の事実から、補助金等の交付の決定を全部取り消し適正

化法第18条第1項による補助金全額の返還を、徳島県知事は命じなければならない。

又、適正化法の罰則規定第30条（3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれの併科）及び第31条第3項〔虚偽報告（3万円以下の罰金）〕にも該当する。

適正化法第17条第1項法中のこれに附した条件は、緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領第5条に明記されていることを根拠に、この当該基金事業委託契約書第2条中の仕様書（別添）に実施条件は明記されていて、この仕様書の通り委託業務を処理しなければならず、仕様書第5の業務上の留意事項中に不適切（仕様書条件違反）なことがあれば交付している委託料の一部又は全部を返還させると明記されている。この条件違反にも上記実情経緯の中に該当するものがある。

たとえば、ネットワークの平成15年度と平成16年度の当該基金事業委託契約書別添仕様書第5の（6）と労福協の勤労者ライフサポート事業の平成15年度・16年度において当該基金事業委託契約書別添仕様書第5の（6）に労働者を新規雇用する際に、過去において当該基金事業に就いたことがないことの確認をすることになっているが、明らかにこのことに触れるのが上記に書いたIである。

当該基金事業すべての当該仕様書第5（3）に次のように書かれている、事業で新規雇用する労働者の雇用期間は、6ヶ月未満とする。ただし、事業内容が次のいずれかに該当する場合には、その期間を1回に限り更新できるイ・ロ・ハ・ニ・ホとなっているが、上記に書いた労福協のD・E・FとネットワークのCについては明らかに違反している。

その上、勤務実態の無い者に人件費として補助金が不正使用されていたのが事実であれば、刑法に触れる悪質な行為である。

以上のことから、実情結果として財務会計行為が違法不当であることは明らかであり、平成13年度から平成16年度までに実施された当該基金事業において、徳島県がネットワークに委託した添付資料④の職場ボランティア実践促進事業（平成13年度と平成14年度）と働く人にやさしい職場推進企業紹介事業及び徳島県中小企業雇用状況実態調査事業における当該基金事業事業費交付決定・当該委託契約の締結と左記に基くそれぞれの当該基金事業事業費支出が違法不当である事は論ずるまでもない。又、徳島県が労福協に委託した添付資料⑤の勤労者サポート事業（平成13年度と平成14年度）・総合労働相談サービス推進事業（平成14年度と平成15年度及び平成16年度）・勤労者ライフサポート事業（平成15年度と平成16年度）・知的障害者の自動車運転免許取得講座事業・知的障害者の運転免許取得講座事業における上記同様の決定・締結・支出も違法不当な事は明白である。かつ、市町村事業（徳島市）の勤労者福祉増進事業（平成13年度から平成16年度まで）も違法不当な実情結果であることから事業主体の徳島県は、当該基金事業補助金交付決定権者の立場から徳島市に対して適正化法及び適正化法施行令を適用し、当該基金事業補助金交付決定の取り消しをなし間接的に当該基金事業補助金の全額返還をさ

せる事が可能である。よってネットワークと労福協の平成13年度から平成16年度の当該基金事業事業費（補助金）合計それぞれ、金25,489,524円と金158,917,000円を全額返還させるため、徳島県知事及び県当局に対し当該基金事業事業費すべての交付決定の取り消しと返還命令を求めるものである。

又、この当該基金事業は平成13年度から平成16年度まで実施され総額49億3千2百98万円にも及ぶ補助金事業であり、他の当該基金事業にも当該事業費の不正使用がある可能性も否定できず、他の種類の当該基金事業にも精査を重ねて求めます。

尚、補助金が国民から徴収された税金及びその他の貴重な財源でまかなわれていることから補助金の不正使用は県民感情からも許すことができないものである。又、現徳島県知事は、徳島県商工労働部長時にネットワークで副理事長を平成14年5月22日（辞任書届け出日）まで兼務しており、上記の件についての責任は重大である。

以上、地方自治法第242条第1項により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

尚本件は、委託契約及び公金（補助金）支出から1年以上経過しているものもあるが、違法不当な公的補助金の使途を知りえたのは添付資料によってであり同条第2項の正当な理由があるときに該当する。

（以上、原文のまま掲載。ただし、個人名は略号で表記。）

2 判 断

- (1) 住民監査請求においては、監査の対象となる違法又は不当な財務会計上の行為を特定する必要があるため、請求人に監査の対象となる違法又は不当な財務会計行為の具体的な摘示について、平成17年5月27日付け文書で補正を求めたところ、同年6月2日に補正がなされたところである。
- (2) 請求書の要旨及び陳述の内容から、請求人の主張を整理すると、次のとおりである。

平成13年度から平成16年度において、財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）及び社団法人徳島県労働者福祉協議会（以下「労福協」という。）が実施した緊急地域雇用創出特別基金事業（以下「基金事業」という。）に係る徳島県が支出した委託料及び補助金について、契約仕様書条件違反又は補助金の流用などの違法又は不当な事実があるため、当該委託料及び補助金をネットワーク及び労福協から全額県に返還させるよう、県に必要な措置を請求するというものである。

請求人の主張する違法又は不当な事実は、大きく分けて次の4点であることから、その事実について監査を行うこととした。

- ① 基金事業において雇用された者が、徳島市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）業務等の基金事業以外の業務に従事していたことが常態であった。
- ② 勤務実態のない者に対して、人件費を支払っていた。
- ③ 期間6ヶ月以上又は期間6ヶ月以上にわたって2種類以上の基金事業に就

いていた者がいた。

- ④ メーデー行事等に参加した日について、基金事業に係る委託料等から人件費を支払っていた。

(3) 住民監査請求は、法第242条第2項の規定によると、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

請求人の主張する当該行為のうち、平成16年5月12日以前に財務会計行為を行っているものについては、法第242条第2項本文に規定する1年の期間を経過してなされたものである。

その点について、請求人は、告発により基金事業の内容を知ることができたとし、正当な理由があると主張している。

この正当な理由とは、当該行為が、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかったかどうか、また、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

そこで、本件請求についてみてみると、基金事業に係る県からの委託料及び補助金については、支出行為自体は公然となされており、また、当該委託料及び補助金に係る財務会計行為の存在又は内容についても徳島県知事に対し情報公開請求をすることによって入手できる資料に基づき、相当の注意力をもって調査を行えば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることが可能であったと思料されることからすれば、請求人が主張する告発をもって法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認めがたい。よって、1年の期間を経過したものについては、監査の対象とすることができないものである。

については、法第242条第2項本文に規定する住民監査請求の要件に該当する次の事業について監査した。

① 平成16年度徳島県中小企業雇用状況実態調査事業

支出科目：委託料

支出年月日：平成16年12月27日

金額：7,028,796円

支出先：ネットワーク

② 平成16年度勤労者ライフサポート事業

支出科目：委託料

支出年月日：平成17年1月18日

金額：24,500,000円

支出先：労福協

③ 平成16年度知的障害者の自動車運転免許取得講座事業

支出科目：委託料

支出年月日：平成16年9月30日

金額：1,980,000円

支出先：労福協

④ 平成16年度総合労働相談サービス推進事業

支出科目：委託料

支出年月日：平成17年1月17日

金額：18,000,000円

支出先：労福協

⑤ 平成15年度徳島県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金のうち勤労者福祉増進事業

支出科目：補助金

支出年月日：平成16年5月14日

金額：14,819,000円

支出先：徳島市（労福協）

⑥ 平成16年度徳島県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金のうち勤労者福祉増進事業

支出科目：補助金

支出命令年月日：平成17年5月13日

金額：14,819,000円

支出先：徳島市（労福協）

(4) 緊急地域雇用創出特別基金事業とは、厳しい雇用失業情勢に鑑み、国が都道府県に「緊急地域雇用創出特別交付金」を交付して、都道府県が基金を造成し、活用することにより、各地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的に平成13年度に創設されたものである。

徳島県は、厚生労働省からの緊急地域雇用創出特別交付金をもとに徳島県緊急地域雇用創出特別基金を造成の上、基金事業の主旨に基づいた事業を実施し、委託料及び補助金等を支出している。この経費については、全額国費となっている。

(5) ネットワーク及び労福協並びにサービスセンターの概要について

ネットワークは、平成8年、勤労者福祉団体等との連携により、勤労者の社会的、経済的、文化的地位の向上に寄与することを目的に設立された。労福協は、昭和61年、労働者福祉中央協議会の下部組織として、労働者及び一般県民の福祉の総合的な推進を図ること等により、労働者等の福祉の増進及び生活の安定を図ることを目的に設立された。また、サービスセンターは、徳島市内を単位に中小企業の勤労者と事業主が協力して、中小企業単独では実施困難な総合的な福祉事業を行うことを目的に、平成14年に徳島市の補助を受け、ネットワーク内に設置され、ネットワークが管理運営を行っている。

(6) 請求人の主張することに従ってみていくこととする。

① 請求人の主張する、「基金事業において雇用された者が、サービスセンター業務等の基金事業以外の業務（以下「他業務」という。）に従事していた

ことが常態であった」ということについて

監査対象となるネットワークの実施した徳島県中小企業雇用状況実態調査事業、労福協の実施した勤労者ライフサポート事業、知的障害者の自動車運転免許取得講座事業、総合労働相談サービス推進事業及び勤労者福祉増進事業の各事業において雇用された者の勤務状況等については、次のとおりである。

これら各事業における業務従事内容の確認のため、監査対象機関に必要な書類を求めたところ、実績報告書、雇用契約書、出勤簿等の提示がなされたが、これにより請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

このため、関係人調査を実施したところ、他業務に従事するよう指示したことではなく、基金事業の業務は適正に執行していたとの主張があり、このことによっても請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

勤労者福祉増進事業は、勤労者福祉増進事業委託契約における業務仕様書によると、勤労者福祉の現状を調査し、その増進について啓発実施するとともに、市の施策等を紹介し、その是正に努めることとなっている。

のことからすれば、勤労者福祉増進事業において雇用された者が、サービスセンターに関するアンケート調査、事業案内、パンフレットの配布及びそれに付随する業務等に従事していたとしても、この業務は同仕様書に基づく業務の範囲内であると認められることから、この事実をもって他業務に従事していたという請求人の主張には認めがたいものがある。

以上のことから、請求人が基金事業以外の業務に従事していたと主張していることについては、その違法又は不当な事実の存在を認めるまでには至らなかった。

② 請求人の主張する、「勤務実態のない者に対して人件費が支払われていた」ということについて

監査対象となる各事業において、監査対象機関に必要な書類を求めたところ、実績報告書、出勤簿、給与支払明細書等の提示がなされたが、これにより請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

このため、関係人調査を実施したところ、勤務実態のない者に対して人件費が支払われていたという事実はないとの主張があり、このことによっても請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

なお、Bについては、請求人は勤務実態のない者であるとの主張をしているが、同人はネットワークが実施した平成15年度働く人にやさしい職場推進企業紹介事業において雇用された者であり、その従事していた業務が委託契約内容に照らして錯誤があったとし、人件費についてはネットワークから県に全額返納されているものである。(個人名は略号で表記。)

③ 請求人の主張する、「当該基金事業に雇用された者が、期間6か月以上又は期間6か月以上にわたって2種類以上の基金事業に就いていたことが違法又は不当である」ということについて

監査対象となる各事業において、実績報告書等において期間6か月以上又は期間6か月以上にわたって2種類以上の基金事業に雇用されていた者につ

いてみてみると、緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領、各業務委託契約書、徳島県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金交付要綱により、雇用期間を定められていない「その他（既存職員）等」として雇用されていること、又は1回限りの更新が可能とされている者であることが認められた。

よって、期間6か月以上又は期間6か月以上にわたって2種類以上の基金事業に就いていたということについて、違法又は不当な事実は認められなかった。

- ④ 請求人の主張する、「平成16年5月1日に開催されたメーデー行事等に基金事業において雇用された者が出席し、当日は基金事業の出勤日となっており、基金事業に係る委託料等から人件費が支出されていた」ということについて

監査対象となる各事業において、実績報告書、出勤簿、給与支払明細書等について確認したところ、徳島県中小企業雇用状況実態調査事業、勤労者ライフサポート事業、総合労働相談サービス推進事業及び平成16年度勤労者福祉増進事業において、平成16年5月1日の勤務実績とこれに係る人件費が基金事業に係る委託料等から支払いされたことを確認した。

このことについて、関係人調査では、基金事業に係る研修であり、人件費の支出は正当なものであると主張している。

この研修は、メーデー行事に出席し、中小企業の雇用状況の実態及び勤労者福祉の現状並びに要望等を聞くとともに会議等により、これら事業の内容の理解を深め、今後の円滑な実施に役立てるものであるとの説明がなされた。

また、監査対象機関においても、この研修については、基金事業に必要な研修としてネットワーク及び労福協が計画的に実施したものであると判断しているところである。

この研修が、これら事業における目的に適応したものであるかどうかについては疑義が残るところであるが、メーデー行事等に出席したことによって、違法又は不当であるとまでは直ちに言い切ることはできない。

- (7) 以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、今後において、委託事業や補助事業を実施する場合には、委託事業等がその目的及び要件に適合しているか否か等の実態を十分把握することはもちろんのこと、責任をもって的確な指導及び監督を行うことにより、委託事業等が適正に執行されるよう望むものである。